特別支援学校給食調理業務に係る技術評価等資料（納税証明）について

給食調理業務の技術評価等資料として提出いただく納税証明書は、「県税、特別法人事業税及び地方法人特別税」（県税事務所（本所・分室）で交付）及び「消費税及び地方消費税」（税務署で交付）の２種類が必要です。

納税証明書の交付請求手続について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | 県税、特別法人事業税及び地方法人特別税  （県税事務所（本所 ・ 分室）） | 消費税及び地方消費税  （税務署） |
| 請求窓口 | | 広島県内の各県税事務所（本所・分室（いずれの県税事務所（本所・分室）でも交付します。） | 管轄の税務署の「管理運営部門」  （申告書を提出した税務署で交付します。） |
| 納税証明書の内容 | | 広島県の県税、特別法人事業税及び地方法人特別税（当該県税 、特別法人事業税及び地方法人特別税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金を含む。）について未納がないことの証明 | 納税証明書（その３）  消費税及び地方消費税について未納税額のないことの証明 |
| 受付時間 | | 申請は平日の午前９時から午後 ５時 までの間にお願いします。  （日曜日、祝日及び土曜日は、取扱っておりませんので注意してください。） | |
| 持参するもの | 証 明  手数料 | １枚につき400円  現金で納めてください。 | １枚につき400円  収入印紙又は現金で納めてください。 |
| 身 分  証明書 | 本人（法人の場合は代表者本人、代理人の方が窓口に来られる場合は代理人本人）であることを確認できるもの（運転免許証、パスポート など）を持参してください。 | |
| 委任状 | 代理人の方が窓口に行かれる場合は、本人（法人の場合は代表者）からの委任（交付請求書の委任者欄への記入又は委任状 の添付※）が必要です。  （家族、従業員の方が窓口に行かれる場合も同様です。）  ※個人の場合、委任者氏名欄は、委任者が自署してください 。  ※法人の場合、委任者欄・委任状への押印（法人の代表者印）に代えて、窓口に行かれる方に委任者との関係を記載いただく方法に見直されています。なお、従来どおり、押印により委任されている場合でも受付可能です。 | 代理人の方が窓口に行かれる場合は、本人（法人の場合は代表者）からの委任状が必要です。（家族、従業員の方が窓口に行かれる場合も同様です。） |
| 領 収  証 書 | 納税後２週間以内に申請する場合に持参してください。  （納税されてから納税の確認ができるまでに、通常１～２週間かかります。） | |
| その他 | 申告納税期限の翌月15日までに請求される場合は、県税、特別法人事業税及び地方法人特別税の受付印のある申告書の写し（エルタックス御利用の場合は、原則不要です） |  |
| 電子申請  郵送申請 | | ※電子申請や郵送申請でも交付請求手続ができます。詳しい請求方法は、広島県H P（<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/1176862855636.html>）を御覧ください。 | ※電子申請（e-Tax）や郵送申請でも交付請求手続ができます。詳しい請求方法は、国税庁のＨＰ（<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>）を御覧ください。  ※e-Taxを利用して申請する場合、手数料は１枚につき370円です。 |